

Title	ミッチェル・ウエンデル著『連邦裁判所と州裁判所との関係』
Sub Title	Mitchell Wendell, Ph. D. : Relations between the federal and state courts
Author	平, 良(Taira, Ryō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1952
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.25, No.2 (1952. 2) ,p.55- 58
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19520215-0055

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

紹介と批評

Mitchell Wendell, Ph. D.

Relations between the Federal

and State Courts, 1949, 290 p. Columbia

University Press.

ミツチェル・ウエンデル著

『連邦裁判所と州裁判所との關係』

アメリカ法の研究に當つて、甚だしく困難を感じるものの一つはアメリカが連邦國であり、四八の異つた州固有の法と、連邦の法が存在すること、又、連邦裁判所、特に連邦の下級裁判所と、各州の諸裁判所の關係を知ることにある。著者はこの問題を「連邦と州の權限の各々の範圍の限界」と「國家 Nation と諸州 States 間の裁判管轄權の區分」という二つの點に分ち、前者に關しては憲法上既に相當に明らかにされており、後者が難解な點であるとして(五頁)。(五頁)。この問題について從來は法律の實務に携る者が、その事件を係屬せしめる裁判所はどれであるのか、ということを明らかにするために、若干の研究は見られる。しかしここにおいては、從來無視され勝ちであつたアメリカの司法的連邦主義ということから、連邦裁判所と州裁判所の關係を知ることに加えることによつて

紹介と批評

更に進んだ理解を企てているように思われる(六頁)。

本文は六部・十三章に分れ、連邦と州の裁判管轄について重要な争いである、スイフト對タイソン事件一八四二年(第三部)及び、エリー鐵道對トムブキンズ事件一九三八年(第四部)という二つの事件を中心に、それと關連を有する諸事件を引用し、その後「連邦裁判所への道程」(第二部)の問題、及び「裁判所の競合管轄」(第五部)を加えている。

第一部は「序論」であるが、ここにおいては、第一章に「二重の裁判所と法の強制」において訴訟の意義について述べた後、司法的な事務の増加とそれに伴う煩雜さが次第に加わつてゐる時に合衆國における二重の裁判所制度が一層に理解を混亂させる所以を説明し第二章「連邦裁判所の構造」においては合衆國獨立以前の州の住民は州のこのみを考えることに慣れてゐた、という事情に基いて連邦の憲法第十三條における司法權の規定、及び一七八九年の裁判所法制定ということから歴史的に説明を起している。この章に含まれるところは、州知事、州立法部、及び州裁判所と連邦の諸裁判所、及び最高裁判所の初期における關係である、連邦最高裁判所は、連邦に關する權利が含まれてゐる場合に州裁判所の判決を審査するということを通して次第にその權限を確立して行つたが、初期における重要な事件は廣大な土地に關する争を含むものが多く、そこにおいては單に連邦のみならず州からも南北戰爭の時にいたるまで挑戦されてゐるが、その間の事情を説明している。

第二部「連邦裁判所への道程」は第三章「連邦問題に基く裁判權」においては、如何なる場合に「連邦に關する」ということが出

來るのであろうかを述べる。殊に憲法第三條において明白な場合は別として、例えば、法人、特に議會制定法によつて法人格を與へられたものについて、又、連邦法と州法の兩者が混合している場合を問題とし、その形式的・實質的な標準を示している。著者の示しているところによると、連邦に關する問題といふことは、(一)一定の事件において、憲法及び連邦法の提出された解釋が同一の結果にいたること、一方、他の解釋では異つた結果になる。(二)連邦についての問題がその事件の本質的な部分であること。(三)連邦法上の問題が訴訟において、當事者によつて、現に争われなければならないこととしている(六六頁)。第四章は「各種の市民權」である、ここにおいては、州間といい、或は州と連邦間といいながら、現に問題となる、財産の偽裝的な讓渡、不適當な共同訴訟、虚偽の住所が多く存在し特に法人においては種々の裁判管轄をうけるという不都合の生ずる所以に言及する。これらに對する一つの説明として、第五章において「各種の裁判管轄權の制限」について述べている。ここにおいては訴訟當事者、又、州裁判所においてしばしば連邦裁判所の管轄權を制限しようとする試みにもかかわらず、分散していかない連邦裁判所はそれらの多くの事件を連邦裁判所の管轄下に置き、その事によつて又後の重要な諸事件を連邦法に直接に關係せしめることと成つた。

第三部「スイフト對タイソン事件」は副題として「國家的統一の試み」としている、この部は第六章「普通法」、第七章「州制定法」、第八章「タイソンの法則の實行」という三章に分たれる。タイソンの事件においては、言うまでもなく、ストーリー判事によつて連邦の

裁判所において州法及び州判例が問題とされた事件である、即ち「(一)州の制定法に關し、確定した州慣習に關し問題がある時、或は物的保有權が設けられた場合に、連邦裁判所は州裁判所が拘束されている事項に従う、(二)問題が商法上の事項である場合に、連邦裁判所は普通法の獨立した考えに基いて判決する。」といふことに要約されている(二二八頁)。ここで問題となる第一の點からは、州裁判所では勝訴の見込がない當事者が、連邦裁判所においては勝訴し、又この逆も成り立つと考えられるに到り、後、約百年の間にわたり重要な先例として存在していたのである。

第四部は「エリー對トムピングズ事件」、副題は「より穩當な統一」としているが第九章「事件」、第十章「政策の實行」、第十一章「エリーの法則の範圍」、第十二章「各種の裁判管轄權は必要であるのか」の四章から成つている。エリー事件において、ブランドイス判事が冒頭に「この判決について問題となるのは、屢々争われている、スイフト對タイソンの事件が、今や不承認であるか否か、ということである。」と始め、スイフト對タイソンの事件を覆えずにいたつたものである。

著者もこの事件に本書の中心を置いているように思われる、その序文中に示した、單に實務の參考としてでなく、政治制度全般から考へるものとして、何故スイフト對タイソン事件が覆えざるにいたつたかを、合衆國の統一的な國家としての發展、特に國家普通法 national common law の形成を取り上げてゐる。又、一方、事實の變化と統一的な政策の實行が州法或は州先例の採用から次第に遠ざかつて行く歴史的な事情を明らかにしている。

スイフト對タイソン事件におけるにせよ、エリー對トムプキンズ事件におけるにせよ、連邦と州の關係が何等かの形においてその解決を試みられ、特にエリー事件を中心として national common law が問題とされる時に、二重の裁判管轄權が果して必要であるのか、ということが問題になるが、これについては合衆國における裁判管轄權、及びその歸屬している連邦、及び州の性格、特に主權に關して問題とされているが、著者によつて結論は出されていないように思われる。

第五部は「競合管轄權」であり、序言、及び第十三章「現代の諸問題と歴史的な諸概念」としているが、ここにおいては管轄權の競合した場合に如何なる先例、或は成文法に基いてその問題を解決しているのか、ということに答えるよりも、州裁判所による連邦法、連邦裁判所による州法の強制、特に後者において如何なる場合に問題となるか、を取り上げている。しかしこの點についても國民の利益を保護するためとする外、充分に答えているものではない。

第六部は「結論」であり、又著者自身による以上問題とされた事項の「評價」である。ここに著者によつて出されている疑問は「(一)合衆國の連邦組織は本質的に獨立している國家と州の裁判所の存在を必要とし、又、有利としているのか。(二)若し現在の組織が繼續するならば、連邦と州の裁判權はどのように分たるべきであらうか(二八五頁)」という二つの事柄である。第一の點に關しては、州裁判所は憲法制定以前に存在していたものであり、又、連邦憲法によつて定められた最高裁判所、及び、裁判所法による連邦の下級裁判所と裁判所の數は莫大であるにもかかわらず、その事務は益々多忙を極

めていること、又、連邦と州の裁判所は明らかに二重であり、多少の不自由があるにせよ、その各々自らの管轄を有し、自らの先例に従つて裁判することが合理的であること、又、四八州及び連邦の裁判所は、それに固有な立法部と關係していることを擧げて二重の組織が望ましいと認めているようである。従つて、このことから、このような二重の裁判權がどのように分るべきであつたか、という第二の問題になる。しかし著者は此の點に關して直接に答えていないようである、ここにおいては裁判權を二つに分つということは、その裁判權の屬している政府の立法部によつて制定された法を容易に解釋し、執行することが出来たということ、及び、國と州間の司法作用を區別したことから生ずる困難性は、連邦裁判所の各種の裁判管轄權から生じていることを示し、それを縮小することによつて(一)使用に當り、連邦の拘束性の權威を明らかにするために理由を與え(二)連邦の裁判官に對し、地方の先例が個人の權利を保護し得ないというようない、殆んど生じない若干の場合を除いて、あまり親しんでいない州法を行うことを必要ならしめるものである(二八九—二九〇頁)、という二つの長所を獲得すると言っているのである。

結論における二點を除いて、本書が實務のために用いられる目的で書かれたのでなく、又、從來無視された諸點に光を投ずるといふ意圖のみを有するものであるにせよ、本書の内容には著者自身の考へについて多くを費していない、この書の特色は、むしろ豊富な先例の引用に基く一五〇年にわたる州及び連邦の裁判管轄權の争の解明にあるように思われる。又、個々の事實についての分析に多くを費した結果、スイフト對タイソン事件より、エリー對トムプキンズ

事件にいたる、背景となる歴史的な事實、社會的・經濟的諸關係の變遷について多く觸れていないので多少理解を困難ならしめていゝ。しかしながら著者自身が緒言中に示している如く、現代の諸國家が、連邦の形を以て存在するものを多く見る時、合衆國の裁判所については、それ自體は歴史的に形成の過程を異にするにしても、それ等の諸國家について理解の助けとなるところがあり、更に、國際連盟或は國際連合として存在する、國際的な組織に對しても示唆するところがある。この書は單にアメリカ法、或は裁判所制度を學ぶ者のみならず、多くの者にとつて教えられるところが多い。

(平 良)

蠟山政道氏他數氏著

『近代國家論 (第一部權力)』

(一) 政治學の基本問題についての、政治學、法律學者の協同研究による「組織的分析と考察」は、我國において僅かに二十數年前未完結乍らも刊行せられた「政治學全集」のみを以て他にその試行を認め得ない。その理由は種々存在するのであるが、先ず政治學そのものの學的 성격が他の隣接諸社會科學に比して、現象に關する人間意思の作用を輕視し得ぬ面もあり、且又、文化價值關係科學として沒價値的方法論に立脚しきれぬ面の存在する事は不可避の問題であるからであり、斯學を志向する側においても、各者各様の方法論を以てイデオロギーによる相剋が存在し、所謂「Homo Politicos」

想定の困難性に遭遇するからである。政治學の對象たる政治現象を一定の場において把握し——假にその場を一個のユニットとして——その場における政治現象に科學的分析を施行せば、「構造科學としての政治學」の成立が或は不可能ではなからう。

然し、複雑な複合現象である社會現象において、政治現象のみを他の現象より嚴別してしまふという事自體が抽象的觀念的な思考に傾斜する識りを免れ得ないと思われる。前言は措て置き、當初において諸學者の共同討議を経た此の「近代國家論」の構想につき今暫く紹介を試みる。「近代國家論」は全三卷を以て完結し(第三部「自由」のみ未完)筆者が取擧げた「第一部權力」はその全構成の一部である。

該書(第一部)のみを以ても、蠟山、堀、加藤、中村の諸教授の勞作より成つて居り、限られた紙面を以て既刊の「機能編」をも取擧げる事は諸著者の眞意を傳えるに餘りに暴擧と考えられ、今回は「第一部權力」編のみに止めた次第である。「近代國家論全三卷」の構成は、「第一部權力」「第二部機能」「第三部自由」の三觀點に政治學における問題點の所在を提示し、従来の國家論の構成とはいささか趣きを異にしている。即ち、政治現象を「權力」を中心とする面——支配の觀點より見た政治現象——、「自由」を中心とする面——被支配の立場より考察された政治現象——、及び「權力」と「自由」の兩面の接觸交渉する面に現われた政治現象としての「機能」を中心とする面に、政治學の基本問題點が提起されてある。換言すれば、「近代國家」を一個の場として思考しそこに現われる權力現象、機能現象、權力發動に抗する自由意思の作用を對象として分析し三部